

## 消費者委員会の活動について

平成24年8月7日  
日本司法書士会連合会

### 1. 日司連が、現在、主に取り組んでいる活動

#### (1) 消費生活相談セミナーの開催

各地で司法書士会、消費生活センター及び行政との連携を確実なものとするため、日司連主催で「消費生活相談セミナー」を開催している。このセミナーを通じて、司法書士、消費生活相談員、行政職員が顔の見える関係を続けていくことで、消費生活相談を充実させたいと考えている。平成24年度は、大分、茨城、和歌山で開催する。

#### (2) 国民生活センターによる行政の消費者相談への相談員の派遣

日司連では、宮城県に3か所、岩手県に2か所、福島県に1か所の災害復興支援事務所を設置しているが、これらの復興支援事務所及び法テラスと連携する形で、行政の行う消費者相談に相談員を派遣している。

#### (3) 電子マネー等の決済方法に関するシンポジウムの開催

多様化する電子マネー等の決済方法に関しての消費者事件について研究し、これらの問題に関するシンポジウムを開催する予定である。

#### (4) 消費者関連団体との意見交換

消費生活相談員との情報交換、意見交換を始め、消費者問題に関係する諸団体と意見交換などを実施し、現場での連携や問題解決の方法について検討している。

### 2. 消費者委員会に期待すること

#### (1) 多様化する決済の現状に即した立法提言

ア 近年の消費者被害事件に関する決済手段は、マンスリークリア方式によるクレジットカード決済、電子マネー(第三者型前払式支払手段)、収納代行、キャリア課金など多岐に及ぶところ。

イ しかしながら、これらについては必ずしも特別法による消費者保護の対象とはなっていない場合が少なからず存在し、トラブルが発生した場合の対応については各決済の規約や運用に委ねざるを得ないところ。

ウ 例えば、サクラサイト詐欺などの決済方法として利用されているクレジットカード決済においては、その支払方法の多くはマンスリークリア方式であり割賦販売法の適用対象外であるため、支払の停止はカード会員側からの要請によりイシューが事実上これに依拠しているに過ぎないことや、ケースによっては、チャージバックなどの国際ブランドルールによる解決に対しては、必ずしも積極的ではないイシューもみられるなど、消費者被害の観点からは大きな問題があるところ。

エ 取引において、役務（商品）の提供と対価回収を分化させることが、悪質事業者の違法行為を助長させる危険性を有することは、次々販売被害において顕著であるところ。

オ そこで、各取引における消費者被害の実態調査並びに、その調査結果を踏まえた、これら決済方法を利用した消費者の被害の未然予防及び被害回復を図るための立法提言等を期待する。

## （２）インターネット上の「広告」についての実態調査及び立法提言

ア 近年のインターネット消費者被害事例をみると、ネット上の副業紹介サイトからDS商法へ誘導されたり、サクラサイトへ誘導されるケース、美容整形、健康食品、競馬やパチンコなどの攻略情報といった情報商材等多くの商品・役務につき、検索サイトを利用して当該事業者のWebにアクセスして契約に至るケースなど、インターネット上の「広告」が消費者の意思形成に極めて重要な位置付けとなる場合が少ないところ。

イ また、インターネット上の広告については、行動ターゲティング広告の手法を利用した興味関心連動型広告や、検索サイトによる情報収集を行う消費者が少なくないことに着目したリスティング広告など、効率的に、特定の層に対して広告を行う手法が発達しており、この場合における「広告」はもはや、単なる「不特定多数向けの申込の誘引」ではないところ。

ウ しかしながら、現在の特定商取引法にせよ、消費者契約法にせよ、「広告」につき上記ア及びイの実態を有することを踏まえた規定・解釈とはなっていないと考えられるところ。

エ　そこで、インターネットにおける「広告」に関する実態調査並びに、その調査結果を踏まえた、消費者の被害の未然予防及び被害回復を図るための立法提言等を期待する。

(3) 匿名性を高める詐欺事件の実態調査及びこれを踏まえた立法提言  
ア　問題点については、本年1月のヒアリングで紹介したとおり。